

令和3年度八千代市立勝田台小学校
学校いじめ防止基本方針

平成26年2月28日策定
(最終改定 平成30年4月30日)
令和3年6月11日改訂

関連法令：いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)
いじめの防止等のための基本的な方針(文部科学省)
千葉県いじめ防止基本方針(平成26年8月20日)
八千代市いじめ防止基本方針(平成26年6月制定)

はじめに

平成25年9月に、いじめ防止対策推進法が施行されたことに伴い、「学校いじめ防止基本方針」を策定することとなった。「いじめ」が大きな社会問題となっている現在、子どもたちに安心して学校生活を送らせるためには、学校・家庭・地域社会の相互理解と協力が欠かせない。

本校では、開校以来「学級経営と体育」を研究主題として、教師と子ども・子ども同士の間で肯定的な人間関係づくりに努めてきた。その成果として、子どもたちは規律正しい姿で生活し、友達を思いやる姿も見られる。また、保護者も学校教育活動に関心を寄せ、学校行事にも多くの保護者が参観に訪れ、協力的な姿が見られる。地域の方々もいたるところで子どもたちの活動を応援してくれる様子が見られる。

しかし、全体的な特徴の中に隠れて人間関係で悩んだり、苦しんだりしている児童が皆無とはいえない。日々の生活の中で、些細なことから人間関係が悪くなり、いじめに発展することも否定はできない。

こうした視点で考えた時、いじめを未然に防ぐとともに、いじめに早期対応できる体制を整えて、児童を指導することは学校の責務である。

そこで、本校の実情を踏まえた上で、いじめに係る情報を共有し、道徳教育の充実を図るなど、全教職員の英知を結集するとともに、PTAの方々及び学校評議員にも意見をいただきながら学校いじめ防止基本方針の策定を進め、一人一人の子どもが、笑顔で登校し、満足して下校する毎日を送ることができるよう「学校いじめ防止基本方針」の見直しを図った。

令和3年4月30日 校長 宮内 竜男

1 基本理念について

(1) 基本理念

そもそも学校は「心身ともに健康な国民の育成」を目指して行う教育活動の場であり、いじめによって個人の教育を受ける権利が侵害されることがあってはならない。いじめは児童の教育を受ける権利を損い、心身の健全な成長に著しい影響を及ぼすこととなる。また、その他の児童に与える影響も大きい。いじめを放置することは、我が国が目指している教育の目的を放棄することにつながるものである。

本校では、いじめに対する認識を教職員が共通理解し、「いじめ防止対策推進法」を遵守し、どの児童も安心して学校生活を送れるような「いじめは、しない・させない・許さない」学校づくりを目指していきたい。そのためには、児童自身がいじめをしない、いじめを認識したら放置しないという意識をもつように日々の教育活動全体を通して涵養していかなければならない。また、家庭や地域社会の理解と協力も、いじめのない学校づくりを進めていく上で重要な要素であり、そのために家庭や地域社会への働きかけを積極的に行っていく。

(2) いじめの定義(「いじめ防止対策推進法」第二条より)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

(3) 学校及び教職員の責務

学校は、安全安心で楽しい学習の場でなければならない。いじめによる問題行動が発生してはならない教育機関である。この認識のもとに学校及び教職員は、「いじめ防止対策推進法」ならびに基本理念に則り、在籍する児童の保護者・地域住民・関係機関と連携を取りつつ学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組む。また、児童がいじめを受けていると思われる時は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。いじめ問題への対応にあたっては、被害児童の立場にたってその情報を正確・丁寧収集し、適切な情報提供を行うものとする。

2 学校いじめ対策組織について (組織名称と構成員, 対応内容)

(1) 日常組織(常設組織)

組織名称：生徒指導部会 (月1回定例部会開催)

構成員：生徒指導主任・各学年生徒指導担当・養護教諭

対応内容：情報収集・情報交換・生徒指導方針

(2) いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の会議

組織名称：校内委員会

構成員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主任

・担任・関係学年担任・養護教諭

対応内容：重大事案に対する調査 指導 報告

※重大事態発生時

組織名称：いじめ対策連絡協議会

構 成 員：必要に応じて，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，主任児童委員などの専門的な知識を有する者及びPTA会長等，校長が必要と判断した者を加えることができる。

(3) 教職員以外の構成員

①心理の専門的知識を有する者（スクールカウンセラー）

②福祉の専門的知識を有する者（スクールソーシャルワーカー）

③地域の実情を把握している者（民生児童委員や学区主任児童委員）

※重大事案には，必要に応じて千葉県教育庁葛南教育事務所配置SCSV（スクールカウンセラースーパーバイザー）の派遣を要請する。また，状況により市教委と相談し派遣を要請する。

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動について

①児童

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との啓発を年間を通して行うとともに，「いじめNO」の標語の募集を行う。
- ・ポスターの掲示などを行うことによって，いじめは許されない行為であるという認識を高める。

②保護者

- ・年度始めの学級経営説明会等において，いじめに対する考え方，予防方法，相談体制，発生時の対処方法などについて説明をする。
- ・授業参観懇談会において，いじめによる弊害を積極的に啓発していく。

③地域，その他

- ・学校便りやホームページにおいて，いじめの未然防止や早期発見への取組などについて紹介する。
- ・帰宅後の生活において，いじめの発見や好ましくない遊びについて学校への連絡や関係機関への通報等の協力依頼を行う。
- ・地域住民は，いじめを発見した場合，またはいじめの疑いがあると認められた場合には，市，学校などに情報を提供するように努める必要がある。いじめを発見した際は，PTAや保護者会や地域の関係団体等と学校関係者が，いじめの問題について協議する機会を設け，いじめ問題について地域，家庭と連携した対策を推進していく。

(2) 教職員について

①日常の取組

- ・教職員の不適切な発言（差別的発言や児童を傷つける発言等）や体罰は，児童のいじめを助長することにつながるとの共通認識をもって，お互いが指導のあり方に注意を払う。

- ・児童の呼名については、〇〇さん・〇〇君など、一人一人を大切にすることを教職員が示すことで、児童のいじめ防止に繋げる。
- ・校長・教頭は、日常の授業参観を通して、担任と児童、児童と児童との好ましい人間関係の構築に寄与するよう働きかける。

②研修

- ・夏季休業中の職員研修として、人権尊重やいじめに関する研修機会をつくり、教職員の意識の向上を図る。
- ・校内で不祥事防止研修会を開催し、教職の不適切な発言や体罰がいじめを助長する可能性があることを認識し、暴力や暴言を学校全体で排除することを共通理解する。

(3) 学習指導全般について

- ・「学級経営と体育」の研究を一層進めることにより、肯定的人間関係で結ばれた学級をつくる。
- ・生徒指導の機能を生かした授業に努め、一人一人の児童が「分かった」「楽しかった」と思える学級経営を行う。
- ・さまざまな学習形態を工夫することにより、一人一人の児童に寄り添った授業に努める。

(4) 道徳教育等について

①道徳授業について

- ・週1回の道徳授業を大切にした指導を行う。
- ・授業参観において、1回は道徳の授業展開を行う。

②教育活動全体について

- ・縦割りグループによる活動を実施することにより思いやりの心を育てる。
- ・小運動会や業間体育を実施することにより、学級の人間関係づくりを進める。
- ・いのちを大切に作るキャンペーンを実施し、実施内容を職員間で共通理解する。
- ・6年生については、情報モラル教育の講話などを行い、充実を図る。
- ・各学年、情報モラル教育を年間計画に位置付けて、系統的に指導を行う。

(5) 児童会活動等について

- ・小運動会のスローガンを児童会が中心となって策定し、心を一つにできる行事とする。
- ・子どもサミットや児童会活動で、地域との交流や地域への貢献活動を行い、自尊感情を高め、他者との交流の大切さを学ぶ機会をつくる。
- ・全校の集会活動や学級の集会活動、学校行事などの機会を利用して、多くの児童に役割を経験させ、自尊心を高めるとともに、友だちとの協力の大切さを学ぶように努める。

(6) 部活動、その他の活動について

- ・特設部活動会議を設定して、担当者や活動期間・ねらいなどを共通理解しながら、児童のよりよい成長につながる活動とする。
- ・吹奏楽部が、それぞれのねらいにそって活動する中で、児童と児童相互の

信頼関係を培う。

(7) 特に配慮が必要な児童等について

教職員が個々の児童等の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り、日常的に適切に支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の児童等に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- ・発達障害を含む障害のある児童等については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童等のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。
- ・海外から帰国した児童等や外国人の児童等、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童等は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童等については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。
- ・東日本大震災により被災した児童等又は東京福島第一原子力発電所事故により避難している児童等（以下「被災児童等」という。）については、被災児童等が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童等に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

(8) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめについて

- ・新型コロナウイルス感染症に係るいじめも懸念されることから、差別や偏見などに留意し、適切に対応する。本人または家族内で感染が確認された児童等については、教育委員会や関係機関と連携を取りつつ対応を行い、個人情報取り扱いを慎重に行う。また、感染児童等への心のケアを適切に行い、感染児童等へのいじめの未然防止に取り組むとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行う。
- ・発熱や咳等の症状が出た児童等に対して、学級でのからかいがないように事前指導を行い、いじめの未然防止に取り組む。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

- ①国等による緊急調査等 未定(指示に従って実施)

※定例「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」実施

- ②千葉県教育委員会による調査 未定(指示に従って実施)

※緊急調査を実施する場合有り

- ③八千代市教育委員会主体の調査について

ア 目的 いじめの早期発見

イ 期日 令和3年5, 6月頃

ウ 方法 児童対象 質問紙による

質問紙作成：教育委員会 集計，分析：当該校教職員

- エ 報告 集計後，教育委員会指導課へ提出
重大事態と判断される場合は直ちに報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応
※緊急調査を実施する場合有り

④学校主体の調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
- イ 期日 毎月，月例テスト実施日に実施
- ウ 方法 児童対象 学校独自の質問紙による
- エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
- オ 対応 項目6，7，8に則り速やかに対応

※調査実施時（特に記名調査の場合は留意が必要）には，いじめた児童がいじめを受けた児童に圧力をかけることも想定されるため，児童の様子を注意深く観察する。

(2) 日常の取組について

- ・「学級経営と体育」の研究を日常の指導に生かし，肯定的な人間関係づくりに積極的に取り組む。
- ・言葉や服装の乱れ，成績や家庭環境の変動等に常に注意を払い，いじめとの因果関係はないか留意する。
- ・授業時間以外の時間における児童の人間関係について観察したり，一緒に活動したりすることによって，いじめとの関連がないか留意する。
- ・過度の競争意識，勝利至上主義等が児童のストレスを高め，いじめを誘発する可能性があることを留意しながら，指導する。
- ・校長，教頭は日頃から教室訪問等を通して，児童の人間関係についての情報を積極的に収集するよう努める。

(3) 保護者への協力要請等について

- ・年度始め等の学級懇談会等の機会を利用して，子どものことで気がかりなことがある場合は，学校への連絡をお願いする。学校からも児童の人間関係について気になることがある場合は，家庭への報告を積極的に行うことの協力体制を依頼する。また，教育相談日の活用についても周知していく。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報について

①学校

- ・全教職員が相談窓口である。
- ・相談通報してきた児童には，誠実に対応することを心がける。

②学校以外

- ・年度当初，全児童へ，SOSカード（指導課発行電話相談窓口連絡先）を配布する。また，次項「相談・通報に関する指導」において必要と思われる窓口や連携機関を，児童と保護者に紹介する。

[主な相談窓口(緊急)]

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談 24時間電話受付
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付

[主な相談窓口(一般)]

機 関 名	電話	その他
八千代市教育委員会指導課	047-481-0301	
八千代市青少年センター	047-483-2842	
八千代市教育センター	047-486-8866	
八千代市適応支援センター	047-486-1019	
八千代警察署生活安全課	047-486-0110	
葛南教育相談室	047-433-6031	
八千代市子ども相談センター	047-484-2954	
千葉県中央児童相談所	043-253-4101	

機 関 名	電話	相談方法・受付時間・その他
八千代市教育センター	047-486-8866	電話・面接(月～金)9:00～16:00
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	電話(月～金)9:00～21:00 面接(月～金)9:00～17:00要予約
中央児童相談所	043-252-1152	電話8:30～20:00
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)8:30～17:15 面接要予約
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用SOS E-mail有り

〔主な連携機関〕

(2) 相談・通報に関する指導について

① 相談しやすい環境づくり

- ・相談したことで被害の拡大や人間関係の悪化、いじめの潜在化を防止する。
- ・訴えた児童への配慮，安全確保，心のケアを行う。
- ・安全な相談場所を確保する。
- ・相談できる信頼関係を構築する。(児童相互，児童と保護者・教師とスクールカウンセラー)

② 事実関係の正確な把握

- ・児童の気持ちをすべて受け入れて，児童に寄り添った指導に努める。
- ・記録を正確にとる。事実関係だけでなく，気持ちを受け入れる。
- ・秘密を厳守する。

③ 保護者からの訴えに対して

- ・保護者の不安を受け入れられる信頼関係の構築を図る。
- ・親身になり，真摯で適切な対応に努める。
- ・学校で組織的な対応を行う。
- ・直接面接して話を聴く対応に努める。
- ・事後の対応と情報提供を行う。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 認知後の報告・連絡体制について

- ・発見者(通報を受けた者)は，事実確認が十分でなくとも報告する。
発見者→担任→学年主任→生徒指導主任
教頭→校長

(2) 対応について

① 認知について

- ・報告を受けた担任は，いじめを受けていると思われる児童の心情を汲み取って，早期に情報収集する。
- ・生徒指導部会組織で，いじめとして対応すべき事案かどうかの判断をする。判断すべき情報が不足していると思われる場合には，組織でさらに情報の収集に努める。
- ・校長は，いじめの認知を判断する。
- ・学校の教職員がいじめを発見し，または相談を受けた場合には，速やかに，学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し，学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち，学校の特定の教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，学校いじめ対策組織に報告を行わないことは，いじめ防止対策推進法の規定に違反し得る。

② いじめと判断した後の対応

- ・生徒指導部会において対応方法を考える。
- ・いじめられている児童の心情を汲んだ対応をする。

- ・いじめを行った児童が、いじめを受けた児童や通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることを防ぐために、児童の様子について注意深く観察する。
- ・いじめを受けた児童の保護者には、できるだけ早い段階で事実を伝え、不安な点を聴取し、対応策を示す。また、調査結果やいじめを行った児童等への指導についての情報提供を行う。
- ・インターネットやSNS上のいじめに対しては、不適切な書き込み等、被害の拡大を防ぐため、直ちにプロバイダへ削除の措置を講じるように求める。また、必要に応じて地方法務局の協力を求める。なお、いじめを受けた児童の生命、身体又は財産に、重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに八千代警察署に通報し援助を求める。
- ・いじめが解決した上で児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけでなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- ・学校はいじめが解消に至ってない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童および加害児童について、日常的に注意深く観察していく。
- ・いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」については、国基本方針に定められている。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

【いじめが解消している状態】（国基本方針より）

①いじめに係る行為が止んでいること

心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。ただし、被害の重大性からさらに長期の期間が必要であるとされる場合は、より長期の期間を設定する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童本人及びその保護者に被害児童が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

7 指導について

(1) いじめを受けた児童へのケア・保護者への支援について

- ・ いじめを受けた児童の安全を確保することを第一に考え、安心感を与えるように対応する。
- ・ スクールカウンセラーによるカウンセリングをはじめとする心のケアを行うとともに、いじめを受けた児童の心の健康回復が早期に行えるよう組織で対応する。
- ・ いじめを受けた児童の保護者に対しては、事実が確認できしだい家庭訪問や電話連絡などによって事実関係を説明し、今後の対応について児童の健康回復の方法を話し合い、連携していく。

(2) いじめを行った児童への指導・保護者への助言について

- ・ いじめは人権を損なう行為であることを理解させるとともに、いじめを行ったことに対する責任の重大さを自覚させ、いかなる時も、友だちの人権を損なうようないじめは絶対に行ってはいけないことを理解させる。
- ・ いじめを行った児童の担任や関係教職員が家庭訪問や電話連絡等を行って、事実関係を報告するとともに、今後、同じ行為が再発しないように対応について家庭と協力して児童の指導にあたることを確認する。
- ・ いじめの背景にあるものを探り、当該児童の心のケアを行う必要性についても留意する。
- ・ 必要に応じて八千代警察署等、関係機関と連携して対応にあたる。

(3) 傍観者の指導及び学級・学年・学校全体への対応について

- ・ いじめに直接かかわらなくとも、いじめの事実を知っていながら止められない、通報できないことも間接的にいじめにかかわっていることを考えさせ、いじめられている立場に立って通報する勇気の大切さを理解させる。
- ・ 必要に応じて、学年集会や全校集会を実施していじめの及ぼす影響について指導を行い、いじめが広がらないように適切に対応を行う。

8 重大事態への対処について

「八千代市いじめ防止基本方針」の「第4 重大事態への対処」を参考に、対処にあたるものとする。

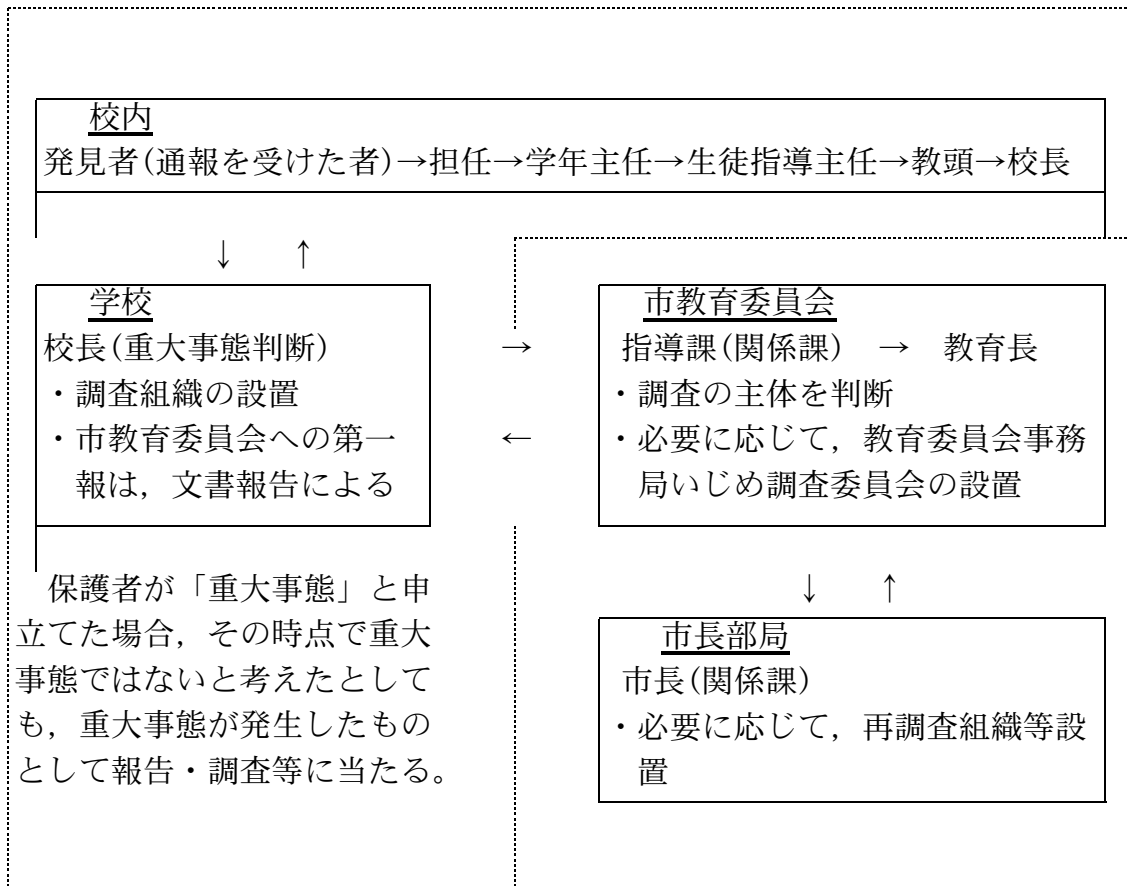
(1) 重大事態の基準

「いじめ防止対策推進法」第二十八条による。

なお、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは、「児童が自殺を企図した場合」「身体に重大な障害を負った場合」「金品等に重大な被害を被

った場合」「精神性の疾患を発症した場合」などの想定がある。また、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義に則り、年間30日を目安とする。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合は迅速に調査に着手する。

(2) 校内及び判断後の報告・連絡体制について



「※校内報告・連絡体制は状況に応じて変更あり」

(3) 対処について

① 学校が調査の主体の場合

- ・ 学校の下に、重大事態の調査組織を設置する。
- ・ 記録(事実、調査結果、組織での協議や保護者への情報提供、児童への指導等対応事項)を確実に残す。
- ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・ 調査主体に不都合なことがあったとしても事実と向き合う。
- ・ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報提供する。
- ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
- ・ 調査結果を踏まえた必要な措置を講じる。

※いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は、被害児童の保護者の要望意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。なお、いじめがその要因として疑われる自殺の背景調査の在り方については、「児童

生徒の自殺が起きたときの調査の指針改訂版(平成26年7月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参考にする。

②市教育委員会が調査の主体の場合

- ・教育委員会事務局いじめ調査委員会が直接調査する。
- ・学校は情報提供等に協力する。

9 公表, 点検, 評価等について

(1) 公表について

- ①年度当初「学校だより」等により紹介 令和3年5月頃
- ②学校ホームページへ「学校いじめ防止基本方針」掲載

(2) 点検について

設置した組織において、いじめに関する調査・分析を行い、本基本方針に基づいて対応しているか点検する。

(3) 評価について

①学校評価

- ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。 令和3年12月頃
- ・いじめ問題について扱う際は、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解や教育相談体制、いじめの未然防止や早期発見の取り組み、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応についてであることを教職員に周知徹底するとともに、いじめに限らず、学校の教育活動全体における生徒指導関連の取組状況や達成状況についても、評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

②学校評議委員会

- ・本基本方針運用状況について意見聴取する。 学校評議員会開催時

③教育委員会報告

- ・評価内容を市教委へ報告する。 令和4年2月頃

(4) 改訂について

本基本方針は、国や県、市の基本方針との整合性を図り、いじめ防止等のために、より実効的に取り組めるよう年度ごとに見直しを行い、必要に応じて改訂する。